

「第 70 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、平成 28 年 6 月 10 日（金曜日）に、「第 70 回 コーデックス連絡協議会」を中央合同庁舎 4 号館 408 会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は、平成 28 年 4 月に開催された第 10 回食品汚染物質部会、第 30 回一般原則部会、第 48 回残留農薬部会、平成 28 年 5 月に開催された第 43 回食品表示部会の報告を行い、平成 28 年 6 月から 7 月にかけて開催される第 39 回総会の主な検討議題について説明し、意見交換を行いました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 10 回食品汚染物質部会

・ 議題 5 「玄米中の無機ヒ素に関する最大基準値案」に関して、玄米中の無機ヒ素の最大基準値を 0.35 mg/kg にした場合、基準値に近い濃度の無機ヒ素を含む玄米から得られる精米は、かなりの割合で無機ヒ素濃度が精米の基準値(0.2 mg/kg)を超過するのではないかと、との EU の主張について、質問がありました。これについて、我が国は、日本の玄米・精米の無機ヒ素濃度の実態調査データを統計的に解析することにより、精米中の無機ヒ素の濃度が 0.2 mg/kg になる玄米中の無機ヒ素の濃度の平均が 0.33 mg/kg であり、ほぼ同じ値の最大基準値案 (0.35 mg/kg) が妥当であると反論した旨、回答しました。

・ 同じく、議題 5 について、EU が玄米中の無機ヒ素の最大基準値 0.25 mg/kg を主張している理由について質問がありました。これについて、2016 年 1 月、EU は域内の玄米中の無機ヒ素最大基準値を 0.25 mg/kg に設定したことに関連があると考えられる旨、回答しました。

・ 議題 7 「コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範原案」について、実施規範に掲載される低減措置は発展途上国でも実行可能なものか質問がありました。これについて、現時点ではまだ低減技術に関する科学的な情報が十分でないものの、発展途上国を含む複数の国において研究が進められている旨回答しました。

・ 同じく、議題 7 について、ヒ素低減技術の研究において、ほ場の水管理によってコメ中のヒ素を低減するとカドミウム濃度が上昇する可能性があることを考慮しているか、との質問がありました。これについて、ヒ素の低減は重要だがカドミウム濃度を上昇させてはならないことを念頭に置いて技術開発を進めている旨、回答しました。

・議題 14「魚類中のメチル水銀に関する最大基準値についての討議文書」について、今後の日本の対応について質問がありました。これについて、今後どう進んで行くか見えないところがあるが、しっかり電子作業部会に参加して対応していきたい旨回答しました。

・同じく、議題 14 について、日本国内では妊婦への摂食指導がなされているが、海外でもそのような摂食指導や情報提供がなされているのか質問がありました。これについて、海外の摂食指導について、例えば、アメリカや EU でも摂食指導が行われており、摂食指導の有効性については認識されている旨回答しました。

(2) 第 48 回残留農薬部会

・議題 5(a)「2015 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告」の②生涯よりも短い期間における残留農薬への暴露について、質問がありました。これについて、これまでは 1 日と一生涯の摂取量で評価をしているが、1 日よりも長く一生涯よりも短い期間で毒性が認められる場合がある。この期間で評価すべきという意見もあり、動物実験の結果から人間に当てはめるとどのくらいの期間に相当するのか、どのように摂取量を評価するのか等について、JMPR の状況も注視しつつ適宜検討することになった旨回答しました。

・同じく、議題 5 について、日本や外国の摂取量調査について質問がありました。これについて、可能な国は摂取量調査を行っており、コーデックスでは、各国の摂取量データを全て用いて評価し、曝露量が一番多くなるケースを採用している旨回答しました。また、日本における摂取量を考慮した最大残留基準値 (MRL) の設定の方法について、次回の連絡協議会で説明する旨回答しました。

・議題 11「その他の事項及び今後の作業」の(a)国際短期推定摂取量(IESTI)について、日本国内における短期暴露について、今後どのような取り組みを考えているか質問がありました。これについて、日本は短期暴露評価を始めて間もなく、全ての農薬について評価したわけではないが、IESTI の見直しについては、JMPR における議論を注視しつつ、必要な検討を行っていききたい旨回答しました。

・残留農薬部会 (CCPR) では各国で未評価の農薬も議論の対象となるのか質問がありました。これについて、日本を始め、農薬の登録制度を持つ国は、環境や作業員への影響も含めて評価して注意事項付すことで容認できるものを登録しており、そのような各国で登録されている農薬について、CCPR では議論を行う旨回答しました。

・複数の農薬を同時期に摂取することによる健康影響について、これまでに検討されたことがあるか質問がありました。これについて、CCPR ではないが、一部の国では議論されたことがある旨回答しました。

(3) 第 43 回食品表示部会

・議題 3「コーデックス規格案における表示事項の検討」について、「包装食品の表示に関する一般原則 (CODEX STAN 1-1985)」の「Flavor(s) and Flavoring(s)」を「Flavoring(s)」とすることについて、Flavor(s)の削除によって起きるネガティ

ブな影響とは何か質問がありました。これについて、提案の通り用語を合わせるべき、そうすべきでないという議論があるが、表示としての観点でどちらが正しいか議論することとなっている旨回答しました。

- ・議題 4「有機養殖漁業（有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインの改訂）」について、本作業を継続するための適切な他の部会はあるのか質問がありました。これについて、技術的な議論が多すぎて、議長もわからない状況で、作業を中止するかどうか部会では判断できないので、総会で検討することとなった旨回答しました。

- ・議題 5「日付表示（包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂）」について、賞味期限という用語は、現行の「Date of Minimum Durability」が不適切だから変更するのか、単に「Best Before Date」の方が簡単だから変更するのか質問がありました。これについて、次回の連絡協議会までに確認する旨回答しました。

- ・議題 6「卸売用食品の包装の表示に関する討議文書」について、トレーサビリティについて、日本も前向きに関わっていくことが良いのか質問がありました。これについて、インドの新規作業だが、何が最終的な目標か見えないところがあり、インドが作成する原案を確認した上で日本の対応を考えていきたい旨回答しました。

- ・同じく、議題 8「「ハラル」の使用に関する一般ガイドラインの改訂の提案」について、このガイドラインの廃止の可能性について質問がありました。これについて、このガイドラインの改正の必要がないということであり、ガイドラインを廃止するという動きはなかった旨回答しました。

- ・活字の大きさの規定は食品表示部会で行っていたか質問がありました。これについて、次回までに調べて報告する旨回答しました。

(4) 第 39 回総会

- ・仮議題 3「ステップ 8 の規格案と関連文書」の「輸入食品の不合格品に関する政府間の情報交換のためのガイドライン（CAC/GL 25-1997）の改訂原案」に関連して、違反した食品の情報について、輸入国・輸出国の 2 国間での情報交換を行っているのか、それとも加盟国間で情報共有しているのか、その実態を教えてほしいという質問がありました。これについて、次回の連絡協議会で回答する旨回答しました。

- ・仮議題 5「既存のコーデックス規格と関連文書の廃止」について、「GSFA（食品添加物に関する一般規格）及び個別食品規格の食品添加物条項の廃止」にケイ酸アルミニウムカルシウムがあり、これは国際汎用添加物として日本で指定しようとしているが、これを廃止することを支持して差し支えないとする対処方針であるならば、国内の対応も同様にすることか質問がありました。これについて、対処方針は厚生労働省内で確認済みである旨回答しました。

- ・仮議題 11「薬剤耐性に関するコーデックスの作業」について、食品中の耐性菌の含有率を調べるということも考えられるのか質問がありました。これについて、薬剤耐性については、今、動物医薬品検査所で定期的にモニタリングしているが、

まず、微生物がいる食品を見つけることが大変で、さらにその食品中から分離した微生物が薬剤耐性を持つのか調べることは、費用対効果が非常に悪い旨回答しました。

・仮議題 12「部会から総会に付託された事項」について、プロセスチーズの規格について、作業を継続する場合、ステップ3に戻して再議論するというコメントが出ているので、採択した部分については、これまでの物理的作業部会での議論を再開しないよう日本からも発信してほしいという意見がありました。

・同じく、仮議題 12 について、モッツァレラチーズ規格について、対処方針どおり乳・乳製品部会 (CCMMP) で取り扱うことに賛成するという意見がありました。

・同じく、仮議題 12 について、窒素換算係数について、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) で合意された案で賛成だが、技術的な議論の場がなければならないので、FAO と WHO による専門家パネルの開催を実現してほしいという意見がありました。

・仮議題 14「FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援」について、最近の WHA (WHO 総会) で持続的な財源が話題となったことがあるか質問がありました。これについて、この議題は、コーデックスへの予算ではなく、科学的助言への財政基盤を安定的に確保することが論点であるが、それについて議論されたことはない旨回答しました。

・仮議題 16「コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金」について、コーデックス信託基金の費用は、どこがどのように集めるのか質問がありました。これについて、WHO はどの分野でも資金が不足しており、食品安全分野に優先的に財政基盤を安定させるということが難しいが、日本政府としてこれからも働きかけをしていきたい旨回答しました。